

富士市体育協会会則

第1章 総則

第1条 本会は、富士市体育協会と称し、事務局を富士市役所スポーツ振興課内におく。

第2条 本会は、富士市におけるスポーツの普及振興を図り、市民の健康体力づくりを推進し、スポーツ精神を養うことを目的にする。

第3条 本会は、富士市における種目別競技団体並びに本会の主旨に賛同する学校教育団体、青少年体育団体、レクリエーション団体等をもって組織する。

第2章 事業

第4条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツの振興に関する基本方針を確立すること。
- (2) 体育団体の育成強化及び連絡調整に関すること。
- (3) スポーツの調査研究及び広報活動に関すること。
- (4) 財源の確保に関すること。
- (5) 各種スポーツ大会及びスポーツ教室等の開催に関すること。
- (6) 体育指導者の資質向上に関すること。
- (7) 競技力向上に関すること。
- (8) 市民の健康及び体力づくりに関すること。
- (9) 体育功労者、優秀団体及び優秀選手の表彰に関すること。
- (10) スポーツ施設の拡充整備の推進に関すること。
- (11) 学校体育施設の利用に関すること。
- (12) その他本会の目的達成に必要な事業。

第3章 役員

第5条 本会に下記の役員をおく。

会長1名、副会長若干名、評議員若干名、理事若干名、(理事長1名、常任理事若干名) 監事若干名

第6条 本会役員を選任は次のとおりとする。

1. 会長は評議員会で推薦し、総会の承認を得る。
2. 副会長は会長の指名とし、総会の承認を得る。
3. 理事長及び常任理事は理事の互選により会長がこれを委嘱する。但し、常任理事の内2名は会長指名とする、
4. 理事は加盟団体より1名選出する。また、別に会長は理事会に諮って学識経験者の中から若干名(5名以内)を指名することができる。
5. 評議員は加盟団体の代表者とする。
6. 監事は会長が委嘱する。
7. 会長、副会長、監事が理事又は評議員から出た場合は、前項によることなく当該団体はこれにかわる理事、評議員を選出する。

第7条 役員の任期は2年とする。

但し、役員に欠員が生じた場合の補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任することができる。

3. 役員は辞任しは任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第8条 本会は、顧問及び参与をおくことができる。

2. 顧問及び参与は、本会の会長若しくは副会長の職にあった者、又は本会に著しく功績のあった者で理事会で推薦した者を会長が委嘱する。

3. 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、又は会長の要請により会議に出席して意見を述べることができる。

4. 顧問及び参与の任期は前条の規定を準用する。

第9条 役員の任務は、次のとおりにする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(3) 理事長は理事会の議決に基づき本会の会務を処理する。

(4) 常任理事は、常任理事会を構成し、本会の基本方針、予算決算、事業計画、その他会務の企画立案の任にあたる。

(5) 理事は、理事会を構成し、本会の会務の執行を決定する。

(6) 評議員は評議員会を構成し、総会への提出事項・総会の議決事項以外の重要事項を審議する。

(7) 監事は会計監査にあたる。

又すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会議

第10条 本会の会議は、常任理事会、理事会、評議会及び総会とする。

第11条 会議は会長が招集し議長となる。

2. 常任理事、理事又は評議員の3分の1以上から、会議の目的事項を示した文書をもって請求のあったときは、会長は速やかに常任理事会、理事会又は評議員会を招集しなければならない。

3. 会議は構成員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。又議事は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4. 本会の会議に出席できないときは、委任状によりその権限を委任することができる。権限を委任した役員はそれぞれの会に出席したものとみなす。

第12条 総会は本会の役員で構成し本会の基本方針、年度計画、予算決算、役員の承認等の重要事項を決議する。

2. 総会は、毎年4月とする。但し、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

第13条 本会の会議に附議する事項は、それぞれ7日前に通知しなければならない。但し、会長が緊急の必要があると認めた事項はこの限りではない。

第5章 会計

第14条 加盟団体は、負担金として会員数に応じて別表に定める額を納付するものとする。

第15条 本会の会費は、負担金、賛助会費、寄付金、事業収益補助金その他の収入をもってこれにあてる。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 賛助会員

第17条 本会に賛助会員をおく。

賛助会員は、個人及び団体で本会の趣旨に賛同し、入会した会員をいう。

第7章 加盟及び脱退

第18条 本会への加盟及び脱退は、理事会の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

第19条 本会の加盟団体はその資格を失ったとき、または不相当と認めるときは、理事会の議決及び評議員会の同意を経て脱退させる。

第8章 専門委員会

第20条 本会は、第4条に定める事業を遂行するために必要な専門委員会を設けることができる。

2. 専門委員会の名称、目的、委員数その他の事項は別に定める。

第9章 事務局

第21条 本会の事務を処理するために事務局をおく。

2. 事務局には事務局長をおき、会長が理事会に諮って委嘱する。

第10章 細則

第22条 本会の施行に関して必要な事項は、会長が常任理事会及び理事会の議決を経て別に決める。

附則 1. 本会の会則は、総会で出席者の3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。

附則 1. 本会則は昭和42年10月19日から施行する。

附則 1. 本会則は平成3年5月14日から施行する。

附則 1. 本会則は平成5年4月27日から施行する。

附則 1. 本会則は平成6年4月28日から施行する。

附則 1. 本会則は平成12年4月20日から施行する。

附則 1. 本会則は平成21年4月18日から施行する。

附則 1. 本会則は平成27年4月22日から施行する。

別表（第 14 条） ※平成 23 年 4 月 22 日改正

会員数	加盟団体負担金
100 人以下	¥10,000
101～500 人	¥15,000
501～1,000 人	¥20,000
1,001 人以上	¥25,000

■中体連、スポーツ少年団は負担金¥10,000

富士市体育協会表彰規程

(趣 旨)

第1条 富士市体育協会（以下「本会」という）は富士市体育の普及、振興に関し、顕著な貢献をした者及び優秀な成績をおさめた者を永く顕彰するため、この規程により表彰する。

(種 別)

第2条 表彰の種別は、次のとおりとする。

- (1) 体育功労者
- (2) 優秀選手、優秀団体
- (3) 奨励賞

(資 格)

第3条 本会加盟団体に所属し、次の各号に該当する者で、本会加盟団体の長、市内学校の長が推薦した者とする。

- (1) 体育功労者
 - ア. 人格、識見がすぐれている者
 - イ. 本会にあつて多年にわたり、体育の実践指導に率先てい身し著しく功績のあった者
 - ウ. 過去において主として体育の功績により「国、県、市、町村、の公共団体もしくは本会」から表彰を受けたことのない者
 - エ. 1団体1名とし、年齢は当該年の4月1日現在をもって満55歳に達した者
 - オ. その他特に功績顕著と認められる者
- (2) 優秀選手、優秀団体
 - ア. 中学生
 - 県大会以上の大会において優秀な成績をおさめた者
 - イ. 高校、一般
 - ① 原則として、県予選会を経て全国規模の大会に出席し優秀な成績をおさめた者
 - ② 多年全国規模の競技会に出席し、一般の模範と認められる者
- (3) 奨励賞
 - ア. 小学生
 - 県大会以上の大会において優秀な成績をおさめた者
 - イ. その他、県大会以上の大会において優秀な成績をおさめた者

(選考並びに決定)

第4条 前条の推薦された者については選考委員会で審議し本会会長が決定する。

- (1) 選考委員は常任理事の中から推薦し会長が承認する。

(2) 本条により決定された事項については理事会に報告する。

(推せん方法)

第5条 第2条、第3条の推薦しようとする団体の長は次の事項を記載した推せん状を本会会長に提出する。

- (1) 氏名、住所、生年月日
- (2) 所属団体名及びに所属期間
- (3) 業績（具体的に、詳細に）
- (4) 推せん理由
- (5) その他特記事項

(表彰の方法)

第6条 表彰は富士市スポーツ祭開会式で行なう。

附則 1. この規程は昭和44年6月24日から執行する。

2. 昭和45年7月16日一部改正
昭和52年9月22日一部改正
昭和63年6月7日一部改正
平成3年3月22日一部改正
平成6年6月23日一部改正
平成12年4月20日一部改正
平成13年4月20日一部改正

3. この規程に定めるもののほか必要な事項を理事会に諮って会長が決める。

富士市体育協会慶弔内規

1. 基準

内 訳	慶 事	本人死亡の場合			配偶者死亡の場合
		香 料	花 環	弔 電	花 環
顧 問	会長が必要と認めるとき	¥10,000	○	○	○
正・副会長		¥10,000	○	○	○
理事長		¥10,000	○	○	○
参与・評議員		¥5,000	○	○	○
理事・常任理事		¥5,000	○	○	○
監 事		¥5,000	○	○	○
その他	会長が必要と認めるとき				

※上記表以外で、会長が必要と認めるときは検討する。

2. 施行年月日 平成6年6月23日

以上、平成12年度より実施する